公立野辺地病院医師等修学資金貸与制度のご案内

概要

1. 貸与の目的

この制度は、医学を専攻する者で、将来、当院に職員として勤務しようとする 者に対し、修学に必要な資金を貸与することにより、職員の充足を図ることを目 的としています。

2. 修学資金の貸与

必要な学科に修学している者(大学、短期大学及び看護師養成所等)に、無利息で貸与する旨の契約を結ぶ。

3. 貸与の額

職種	月 額
医師	200,000円
歯科医師	150,000円
薬剤師	100,000円
看護師	50,000円
診療放射線技師	80,000円
臨床工学技士	80,000円
臨床検査技師	80,000円
作業療法士	80,000円
理学療法士	80,000円
言語聴覚士	80,000円
管理栄養士	80,000円
歯科衛生士	80,000円
介護福祉士	50,000円

4. 貸与期間

正規の修学期間(貸与契約締結月から毎月貸与、新規2・3年生も可)

5. 返還義務の免除

- (1) 当院に当該職員として勤務した期間が通算して3年以上であり、かつ、貸与を 受けた期間の1.5倍以上に相当する期間以上。
- (2) 当院に勤務している期間中に、業務に起因して死亡又は心身の故障のため勤務できなくなったとき。

6. 返還義務

- (1) 契約を解除されたとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 大学等を卒業後、2年以内に該当する職種にならなかったとき。
- (4) 当該職員となった後、直ちに当院に当該職員として勤務しなかったとき。
- (5) 当該職員として当院に勤務しなくなったとき。

7. 貸与を受けるための手続き

- (1) 医師等修学資金貸与申請書の提出
- (2) 貸与申請書に添付する書類
 - ① 修学証明書(合格、在学証明書)、健康診断書
 - ② 学業成績書(次年度以降)
 - ③ 将来当院に勤務しようとする意思を記載した書面

8. 受付期間

随時受付

問い合わせ先

北部上北広域事務組合

公立野辺地病院 事務局

T039-3141

青森県上北郡野辺地町字鳴沢 9-12

TEL 0175-64-3211 (内線511)